



南北朝期室町幕府の巻数請取状に関する基礎的研究 ： 文書様式と発給者の分析を中心に

山本， 康司

(Citation)

神戸大学史学年報, 38:1-27

(Issue Date)

2023-06

(Resource Type)

departmental bulletin paper

(Version)

Version of Record

(JaLCD0I)

<https://doi.org/10.24546/0100485239>

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/0100485239>



南北朝期室町幕府の卷数請取状に関する基礎的研究

—文書様式と発給者の分析を中心に—

山本 康司

はじめに

南北朝期室町幕府の政治史や制度史については、佐藤進一氏の研究をはじめとして多数の研究が積み重ねられてきた^①。その成果は様々なものがあるが、研究方法に着目すると、発給文書の網羅的収集・分析という手法が広く採用されていたことが特色として指摘できる。

室町幕府発給文書の網羅的収集・分析という手法を用いることにより、南北朝期における足利尊氏と足利直義の権限分掌や幕府諸機関の頻繁な再編などが明らかにされており、発給文書は幕府官制のあり方を反映するものと評価できる。だが、先行研究において全ての幕府発給文書が等しく論じられてきたわけではなく、下知状や引付

頭人奉書などの訴訟に関する文書や、下文などの恩賞に関する文書に研究が集中していた。かかる研究状況を踏まえ、本稿では祈禱に関する幕府発給文書である卷数請取状（卷数返事）を検討対象とする。

卷数請取状は祈禱終了に伴って発給される文書である。祈禱に関する文書は富田正弘氏によって体系的に論じられており、そのなかにおいて卷数請取状の様式や発給者について論じられている^②。しかし、富田氏の分析対象は東寺の文書に限定されており、その東寺の文書のなかには南北朝期の卷数請取状がほとんど残存していなかったことに注意を要する。加えて、古文書学の著書においても卷数請取状に関する記述は乏しい^③。そのため、南北朝期の卷数請取状については十分な検討が行われていないという研究状況にある。南北朝期の卷数請取状を論じる

ためには、東寺以外の文書も含めた網羅的な収集が必要であり、それに基づいて基礎的部分から議論を始めなければならぬ。

一方、南北朝期の巻数請取状は研究が進められてこなかったものの、南北朝期の室町幕府研究において断片的に利用・言及されてきた。佐藤進一氏は開創期の室町幕府の官制を論じた研究のなかで政所執事の比定を行っており、政所執事比定の根拠の一つとして巻数請取状の発給を挙げている。また、山家浩樹氏は御所奉行の就任者や活動を分析するなかで、御所奉行が巻数請取状の発給を行っていたことを指摘している。佐藤氏の研究と山家氏の研究では巻数請取状発給者の立場について見解が分かれており、検討が必要となっている。

そして、巻数請取状発給者の立場を検討するにあたって本稿で注目したいのは、政所執事と御所奉行の近似性である。佐藤氏は、政所の分析を今後の課題としつつ、政所は機能の面でも人事の面でも御所奉行・祈禱奉行と密接不離の関係にあると指摘している。また、山家氏は、御所奉行在職者の多くの人物が政所執事に在職していることや、政所執事と御所奉行の命令系統の重なりを指摘し、両者をきわめて近接した関係と評価している。このように、佐藤氏と山家氏は、巻数請取状発給者の立

場については見解が分かれていたにもかかわらず、ともに政所執事と御所奉行を近い関係とみていた。そのため、巻数請取状の分析は、政所執事や御所奉行周辺の人的構成や組織のあり方を解明することに繋がると考えられる。

以上の研究状況を踏まえ、本稿では南北朝期室町幕府の巻数請取状の基礎的研究を行うことを目的とする。まずは、巻数請取状の網羅的収集を行い、文書様式や発給者について検討を行う。その上で、南北朝期室町幕府における祈禱のあり方や、政所執事や御所奉行の関係を構造的に捉え直すことを目指したい。

なお、巻数請取状は感状のような機能を持っていたことが指摘されているが、本稿の主目的は巻数請取状の文書様式や発給者の分析にあるため、巻数請取状が幕府・寺社間で果たした機能や役割については論じない。予めお断りしておきたい。

第一章 巻数請取状の収集

巻数とは、寺院が祈禱や追善のために読誦した経巻・陀羅尼呪の名目や数量、修法に要した日数などを記録して願主に送る文書であり、巻数を請け取った人物は請取

状を巻数提出者に渡す。それが巻数請取状である。巻数の例が【史料1】、巻数請取状の例が【史料2】である。

【史料1】「廿一口年預記」応永二年二月三日条
不動供所

奉供

供養法三百五十五箇度

奉念

仏眼真言七千三百五十五遍

大日真言三萬三千五百遍

本尊真言卅五萬五百遍

降三世真言三萬三千五百遍

軍荼利真言三萬三千五百遍

大威徳真言三萬三千五百遍

金剛夜叉真言三萬三千五百遍

大金剛輪真言二千三百八十五反

一字金輪真言三萬三千五百反

右、奉_レ為_レ護持大施主殿下、息災安穩、增長寿福、無辺御願成就圓滿、自今年正月一日迄于今月今日、三百五十五箇日間、満寺僧綱大法師等、殊拙_二精誠奉_二勲修_一如_レ件、

応永十七年十二月二十三日

僧綱大法師等

【史料2】「石上寺文書」〔表1〕No.13

□上寺歳末御巻数、入_二見参_一候了、仍執達如_レ件、
(二階堂行直)

康永二年十二月八日

山城守(花押)

石上寺別当御房 御返事

【史料2】からわかるように、巻数請取状には請け取った巻数の情報と、巻数を「見参」に入れたこと、すなわち、將軍の御目にかけたことだけが記されている。一通の巻数請取状から読み取れる情報は多くはないが、だからこそ巻数請取状については網羅的な収集とそれに基づく分析が有効と考える。

そこではまず巻数請取状の収集を行った。ただし、現段階では室町幕府の全期を通じての収集や分析を行う準備が整っていないので、本稿では康暦元年(三七九)までとしている。また、本稿での収集は、京都の室町幕府から発給されたものに限定し、鎌倉府等から発給されたものは除外している。以上の収集結果が「表1」である。

室町幕府の巻数請取状は建武三年(一三三六)九月のものから残存しており、以後、通時的に検出されている。さらに、室町幕府成立以前であるが、元弘三年(一三三三)や建武二年(一三三五)以前の巻数請取状も残存していた。それらをあわせた総残存数は七九通であった。収集漏れはあると思われるが、おおよその傾向は読み取

[表1] 巻数請取状一覧

No.	所蔵 館名	所蔵 番号	恒例 時	正案	年月日	発給者	巻 数	内容	宛 所	端裏書・備考	出典
1			●	案	「元弘3(1333)」/10/12	高師直	C	巻数	有	端書「傍書云、巻数 御返事案」	『八坂神社記録』紙面 社記総録2
2			●	案	—/1/24	高師直	C	歳末御巻数	有	「参河権守」の官途 で署名。師直は建 武3年1月23日には「 武蔵権守」となっ ているので、本文 は建武2年以前と なる。	「正法寺文書」(『南達』 中四229)
3			●	案	「同年」(建武3、 1336)/9/13	摂津親秀	C	御祈禱巻数	無	端書「同(將軍家)御 返事案」/文言「披露」	「大友文書」(『南達』九 州742)
4			●	正	—/9/16	摂津親秀	B	巻数	有	文言「披露」	「法橋寺文書」(『法橋寺 歌納宝物特別調査報告 文Ⅰ』N17-1(4))
5			●	案	建武3(1336)/11/9	上杉憲藤	B	巻数	有	端書「同(傍書)云、 將軍家御教書、子細 同前」/文言「披露」	『八坂神社記録』紙面 社記総録2
6			●	案	「建武3(1336)」/11/30	上杉憲藤	B	御祈禱巻数	有	文言「披露」	「報恩寺記録」(『大 日』)
7				案	「建武3(1336)」/12/25	上杉憲藤	B	御祈禱巻数	有	文言「披露」	「正法寺文書」(『南達』 中四558)
8			●	正	建武4(1337)/12/25	長井広秀	B	長門国一宮御巻数	有		「長府毛利文書」(写真)
9			●	案	建武4(1337)/12/27	[] 経	B	歳末御巻数	有		「紀伊紀風土記附録」 (『大日』)
10			●	正	建武5(1338)/6/21	二階堂成藤	A	天下静謐国家安全 御祈禱藥師供等勅 行注文	有		「神護寺文書」(『神護 寺』333)
11			●	正	暦応2(1339)/12/26	二階堂成藤	B	歳末御祈禱御巻数	有		「前田家所蔵文書」(『大 日』)
12	○		●	正	康永1(1342)/12/9	二階堂行直	B	伊勢国石上寺恒口 (例)歳末御巻数	無		「石上寺文書」18(『三重 県史』)
13	○		●	正	康永2(1343)/12/8	二階堂行直	B	口(石)上寺歳末御 巻数	有		「石上寺文書」19(『三重 県史』)
14	○		●	正	康永3(1344)/12/19	二階堂行直	B	口(伊)勢国石上寺 御巻数	有		「石上寺文書」10(『三重 県史』)
15	○		●	正	康永3(1344)/12/26	二階堂行直	B	播磨国清水寺御巻 数	無		「清水寺文書」58(『兵庫 県史』)
16	○		●	正	貞和1(1345)/12/5	二階堂行直	B	播磨国清水寺恒例 歳末御巻数	無		「清水寺文書」59(『兵庫 県史』)
17			●	案	貞和3(1347)/6/9	栗飯原清胤	B	御座御祈禱御巻数	有		『八坂神社文書』1667
18	○		●	正	貞和3(1347)/12/12	栗飯原清胤	B	播磨国清水寺御巻 数	無		「清水寺文書」60(『兵庫 県史』)
19			●	正	貞和4(1348)/1/18	數位・二階堂 行直・二階堂行 誼(時綱)	B	天下静謐御祈禱八 幡御本地護摩修行 御巻数	有	文言「披露」	「至善院院文書」21(『華 嚴閣古文書集 社寺文 書二』)、「貞和四年記」 (『続群書類従』補部)1 月11日条では1月11日付
20			●	正	貞和4(1348)/7/25	數位・前安基守 (二階堂成藤 力)・沙弥	B	天下静謐御祈禱 (禱)事御巻数	有	文言「披露」	「阿蘇文書」(『南達』九 州2493)
21			●	正	貞和4(1348)/12/20	栗飯原清胤	B	播磨国清水寺歳末 御巻数	無		「清水寺文書」61(『兵庫 県史』)
22			●	正	貞和5(1349)/12/27	沙弥*	B	東寺八幡宮本地供 并大般若転読・大勝 金剛千手供等御巻 数	有		「東寺百合文書」(『大 日』)
23		△	●	正	親応1(1350)/8/18	安富行長・二階 堂行誼	B	就凶徒対治祈禱事、 於鎮守八幡宮宝前、 本地供巻数	有	文言「披露」	「東寺百合文書」(『大 日』)
24			●	正	親応1(1350)/8/27	安富行長	B	為凶徒対治祈禱、親 世音経転読巻数	有	文言「披露」	「妙顯寺文書」(『大 日』)
25		△	●	正	親応1(1350)/9/9	安富行長・二階 堂行誼	B	為凶徒対治祈禱、大 般若経一部転読巻 数	有	文言「披露」	「大通寺文書」(『大 日』)
26			●	正	親応2(1351)/1/14	沙弥*	B	御祈禱巻数	有	No.27・29と花押が 同じ	「東大寺文書」(『大 日』)
27			●	正	親応2(1351)/1/22	沙弥*	B	御祈禱巻数	有		「高野山文書」(『大 日』)
28			●	案	親応2(1351)/2/6	梶原河内入道	B	八幡本地護摩巻数	有		「親応二年日次記」2月6 日条(『続群書類従』補 部)
29			●	正	親応2(1351)/2/21	沙弥*	B	御祈禱本地供巻数	有		「至善院院文書」 24(『華嚴閣古文書集 社寺文書二』)、「親応二 年日次記」2月20日条に 案文あり

30			●	正	親心2(1351)/9/18	刑部権少輔(中 興平房か水谷貞 有)	B	御祈禱御卷数	有		『教王護国寺文書』393
31		○	●	案	親心2(1351)/10/25	栗飯原道最(清 胤)	B	御祈禱御卷数(同 殿御分)	有	端書「同(傍書)二 云、將軍家并下御所 御返事」/発給者に「 傍書二云、御所奉行 栗飯原入道」	『八坂神社記録』祇園 社記統録2
32		○	●	正	正平6(1351)/12/29	栗飯原道最	B	大勝金剛供并千手 供御卷数	有		「雨森芳四郎所藏文書」 (『大日』)
33			●	案	親心3(1352)/閏2/25	沙弥	B	祇園社御祈禱卷数	有	端書「同(傍書)、於 江州四十九院賜之」	『八坂神社記録』祇園 社記統録2
34			●	案	親心3(1352)/3/17	沙弥	B	天下静謐御祈禱御 卷数	有	端書「同(傍書)、於 東山御陣賜之」	『八坂神社記録』祇園 社記統録2
35		△	●	正	親心3(1352)/5/13	栗飯原道最	B	天下静謐御祈禱卷 数	有		「山科家古文書」(『神護 寺』372)
36		△	●	正	文和1(1352)/12/27	鞍智導朝(時満 力)	B	歳末之御祈禱卷数	有		「妙顯寺文書」(『大 日』)
37		△	●	正	文和1(1352)/12/28	栗飯原道最	B	長日大勝金剛供并 千手供御卷数	有		「東寺百合文書」(『大 日』)
38		○	●	正	文和2(1353)/7/6	鞍智導朝	B	天下静謐御祈禱卷 数	有	裏打紙「自濃州卷数 御返事、奉行クラチ ノ入道」	「神護寺文書」(『神護 寺』382)
39		○	●	案	文和2(1353)/8/16	鞍智導朝	B	天下静謐御祈禱卷 数	有		「龍華報書」(『日蓮宗宗 学全書』)
40		○	●	正	文和2(1353)/8/17	鞍智導朝	B	天下静謐之御祈禱 卷数	有		「金勝寺文書」503・48
41			●	案	文和2(1353)/9/5	小田知春	B	臨時御祈禱卷数	有	端書「同(傍書)、將 軍家御教書」	『八坂神社記録』祇園 社記統録2
42	○	○		正	文和2(1353)/11/25	二階堂政元	B	御祈禱卷数	有		「金勝寺文書」503・47 (貼紙に「後光厳院御教 書」とあるが、誤り)
43			●	正	文和2(1353)/12/28	前肥後守	B	歳末御祈禱卷数	有		「神護寺文書」(『神護 寺』385)
44			●	正	文和2(1353)/12/29	小田知春	B	御祈禱卷数	有		「神護寺文書」(『神護 寺』385)
45				案	文和3(1354)/3/10	小田知春	B	最御崎寺并金剛頂 寺御祈禱卷数	有	端書「武家御卷数御 返事」	「土佐国盛集」(『南 濃』中四2581)
46			●	正	文和3(1354)/6/27	安富道行(行長 安)	B	為天下静謐祈禱、三 七日之間被致精誠 卷数	有	文言「披露」	「妙顯寺文書」(『大 日』)
47				案	「文和3」(1354)/9/24	斎藤道永	C	卷数	有		「祇陀寺文書」(『大 日』)
48				案	文和3(1354)/11/22	小田知春	B	加賀国祇陀寺卷数	有		「祇陀寺文書」(『大 日』)
49			●	案	文和3(1354)/12/30	小田知春	B	御祈禱卷数	有	端書「同(傍書)云、 將軍家御教書」	『八坂神社記録』祇園 社記統録2
50			●	案	文和4(1355)/2/11	二階堂政元	B	天下静謐御祈禱卷 数	有	端書「同(傍書)云、 下御所御返事」	『八坂神社記録』祇園 社記統録2
51			●	案	文和4(1355)/2/17	小田知春	B	天下静謐御祈禱卷 数	有	端書「同(傍書)云、 將軍家御返事、於東 山御陣賜之」	『八坂神社記録』祇園 社記統録2
52			●	正	文和4(1355)/3/4	鞍智導朝	B	天下静謐御祈禱卷 数	有	小切紙	「神護寺文書」(『神護 寺』395)
53			●	案	文和4(1355)/3/18	沙弥	B	天下静謐御祈禱卷 数	有	端書「同(傍書)、下 御所御返事」	『八坂神社記録』祇園 社記統録2
54			●	正	文和4(1355)/3/晦	小田知春	B	天下静謐御祈禱卷 数	有		「常陸國院文書」(『南 濃』岡東2637)
55			●	案	文和4(1355)/12/27	佐々木導善	B	歳末御祈禱卷数	有		「祇陀寺文書」(『大 日』)
56	△		●	正	延文1(1356)/12/23	二階堂行元	B	歳末御祈禱卷数	有		「松尾大社史料集」942 甲
57			●	正	延文2(1357)/7/19	安富道行	B	將軍家御祈禱卷数	有	文言「披露」	「妙顯寺文書」3-157(享 寛)
58			●	正	延文3(1358)/3/25	安富道行	B	為天下静謐祈禱、法 華經三千万部如説 誦誦卷数	有	文言「披露」	「妙顯寺文書」(『大 日』)
59			●	正	延文3(1358)/4/27	安富道行	B	將軍家御祈禱目録	有	文言「披露」	「妙顯寺文書」3-159(享 寛)
60	○		●	正	延文4(1359)/12/18	二階堂行元	B	長日御祈禱歳末卷 数	有		「東文書」(『大日』)
61	○		●	正	延文5(1360)/12/20	二階堂行元	B	長日御祈禱卷数	有		「松尾大社史料集」942 乙

62	○	○	●	案	康安1(1361)/9/27	二階堂行元	B	天下静謐御祈禱卷数	有	端書「同(傍書)云、將軍家御卷数御返事、相州没落事」、発給者に「同云、御所奉行二階堂山城判官」	『八坂神社記録』祇園社記録録2
63			●	正	康安1(1361)/12/29	佐々木淳善	B	歳末御祈禱卷数	有		『久米田寺文書』(『大日』)
64	○		●	正	貞治2(1363)/12/26	二階堂行元	B	伊勢国石上寺恒例歳末卷数	無		『石上寺文書』13(『三重県史』)
65	○		●	正	貞治3(1364)/12/27	二階堂行元	B	伊勢国石上寺歳末卷数	無		『石上寺文書』14(『三重県史』)
66	○		●	正	貞治4(1365)/12/23	二階堂行元	B	伊勢国石上寺歳末卷数	無		『石上寺文書』15(『三重県史』)
67	○		●	正	貞治5(1366)/12/23	二階堂行元	B	伊勢国石上寺歳末御祈禱卷数	無		『石上寺文書』16(『三重県史』)
68	○		●	正	応安1(1368)/12/27	二階堂行照(行元)	B	伊勢国石上寺歳末御祈禱卷数	無		『石上寺文書』17(『三重県史』)
69	○		●	正	応安4(1371)/12/9	二階堂行照	B	播磨国清水寺歳末御祈禱卷数	無	端裏書「將軍家卷数請取辛亥沙弥行照」	『清水寺文書』98(『兵庫県史』)
70		○	●	正	応安7(1374)/12/24	伊勢照禅(貞繼)	B	歳末御祈禱卷数	有		『松尾大社史料集』943
71			●	正	永和4(1378)/8/18	沙弥*	B	安産平安卷数	有	花押未確認	『東晋氏所蔵文書』(『松尾大社史料集 典籍篇二』)
72		○	●	正	永和4(1378)/8/27	伊勢照禅	B	御祈禱卷数	有		『松尾大社史料集』766
73		○	●	案	「康暦1」(1379)/6/21	伊勢照禅	C	於石清水八幡宮・同若宮御宝前、真説三日三部大般若御卷数	有	文言「披露」	『善法寺家文書』108(『石清水八幡宮社家文書』)

年未詳など

74			●		貞和4(1348)/12/25	沙弥道普	B	歳末卷数	有	直冬の巻数請取状力	『八坂神社記録』祇園社記録録2
75					観応2(1351)/2/16	御判(義詮)	如件	祈禱事	有	端書「同(傍書)云、於丹州并原若屋賜之」	『八坂神社記録』祇園社記録録2
76					—/4/1	摂津親秀	C	御祈禱卷数	有	文言「披露」	『正徳寺文書』(『南遺』中四309)
77					—/12/24	義詮	如件	巻数	有		『龍華院寺書』(『日蓮宗宗学全集』)
78			●	正	—/12/28	二階堂行應	B	長日御祈禱卷数	有	文言「披露」	『宝善院院文書』25(『尊経閣古文書集社寺文書二』)
79			●	正	—/12/晦	二階堂成藤	B	歳末御祈禱御卷数	有		『宝善院院文書』11(『尊経閣古文書集社寺文書二』)

政所執事・御所奉行：○は就任者、△は就任している可能性が高い人物を指す。

恒例・臨時：●は臨時・恒例祈禱、▲は可能性が高いもの、空白はどちらとも判断しかねるものを指す。

年月日：「」は付年号を指す。

発給者：連署の場合、袖から奥の順に記載している。＊は花押があるものの、人物比定ができないことを指す。また、人物比定には『花押かがみ』を用いた。

書止文言：Aは「依仰執達如件」、Bは「仍執達如件」、Cは「恐々謹言」「恐惶謹言」を指す。

出典：『妙顕寺文書』の番号は、中尾堯・北村行遠・寺尾英智「京都妙顕寺古文書目録」(『立正大学文学部研究紀要』8、1992年)の文書番号を指す。

「金勝寺文書」は書陵部所蔵資料目録・画像公開システム (<https://shoryobu.kunaicho.go.jp/>) にて閲覧。

『南遺』は『南北朝遺文』、『大日』は『大日本史料』、『神護寺』は『高雄山神護寺文書集成』を指す。

(写真)は写真帳・影写本の閲覧を指す。

No. 71 の出典・花押について。『松尾大社史料集』典籍篇二に掲載されている「京都市・東晋氏所蔵文書」は、京都市立歴史資料館に写真版が所蔵されているNK069「東(昌)家文書」(「東昌夫家文書」)ではば間違いないと判断できた(「東晋氏所蔵文書」の文書が「東(昌)家文書」のなかに確認できたため)。しかし、No. 71 の沙弥某奉書は「東(昌)家文書」に伝来していなかった。ほかに手がかりはなく、花押の確認は諦めざるを得なかった。

れるはずであろう。以下、「表1」をもとに研究を進めることにする（「表1」はNoのみで表記する）。

第二章 卷数請取状の文書様式

第一節 文書様式の変遷

まず本章では、卷数請取状の文書様式や卷数請取状と祈禱命令文書との関わりについて検討する。

卷数請取状の料紙は堅紙であり、文書様式は、【史料2】のように、年記が書下年号、書止文言が「仍執達如件」¹²⁾ではば一定している。しかし、建武三年（一二三三）の卷数請取状をみると、年記は付年号（No.3・6・7）・無年号（No.4）・書下年号（No.5）、書止文言は「仍執達如件」（No.4・5・7）・「恐々謹言」（No.3）が混在している。書下年号と「仍執達如件」の様式が定着するのは建武四年（一二三三七）からであり、それ以前は様式が一定していなかった。

また、建武三年と建武四年以後の卷数請取状の間には文言にも違いがみられる。幕府に提出された卷数は將軍の御目にかけられる。そのことについて、建武三年以前の卷数請取状では「披露」という文言が用いられており、建武四年以後の卷数請取状では主に「入見参」の文言

が用いられている（建武四年以後の卷数請取状においても一部では「披露」の文言が用いられている。これについては後述する）。

さらに、建武三年から建武四年にかけては、祈禱命令のあり方にも変化が生じている。建武二年（一二三三五）一月から始まった足利氏と建武政権の戦いにおいて、祈禱命令文書は尊氏と直義の両者から発給されていたが、尊氏による発給は建武三年一月を最後にみられなくなり、¹³⁾その後は直義だけが発給を行っている。卷数請取状の様式や文言の変化は、祈禱命令文書の発給者の変化と関連するものだろう。

羽下徳彦氏は、建武三年後半から建武四年にかけて軍勢催促状や感状に変化が生じていたことを指摘している。¹⁴⁾この指摘を踏まえると、当該期に変化が生じていたのは、祈禱命令文書や卷数請取状といった祈禱関係の文書だけではなかったことになる。卷数請取状の変化は、建武三年後半から建武四年にかけて展開した幕府官制全体の変化と連動していたのである。

第二節 祈禱の種類と関連文書

卷数請取状は祈禱終了に伴って発給される文書であるが、その祈禱は恒例の祈禱と臨時の祈禱に大別される。

当時の恒例祈禱としては長日祈禱と呼ばれるものが行われていた。長日祈禱は毎日欠かさずに行われる祈禱であり、幕府には一年ごとに勤修の報告が行われた。長日祈禱の巻数の例が前掲【史料1】であり、一年間に行われた祈禱の名目や数量が列記されている。長日祈禱の巻数は年末に提出されることから、「歳末御巻数」や「歳末御祈禱巻数」とも呼ばれている。一方、臨時祈禱は戦勝・出産などの目的のために臨時に行われる祈禱である。臨時祈禱は必要に応じて開始され、目的を成し遂げると終了する。そのため、臨時祈禱の巻数請取状は、恒例祈禱の巻数請取状とは異なり、一年のなかの特定の時期（年末など）に集中していることはない。臨時祈禱は、恒例祈禱として行われていない祈禱を一時的に行わせるものであるため、祈禱命令文書において祈禱の種類や期間などの指定が行われているものがある。

祈禱命令文書の例が【史料3】であり、【史料3】によって始められた祈禱の巻数請取状が【史料4】である。

【史料3】「阿蘇家文書」(表2) No.7)

天下静謐祈禱事、殊可_レ致_二精誠_一之状、如_レ件、

貞和四年正月廿三日

(花押)

阿蘇大宮司殿

【史料4】「阿蘇家文書」(No.20)

天下静謐御祈_口事、御巻数令_口披_口候了、仍執達如_レ件、

貞和四年七月廿五日

散位(花押)

前安芸守(花押)

沙弥(花押)

阿蘇大宮司殿

御返事

祈禱命令文書は足利氏(尊氏・直義・義詮)の直状によって発給されている。「表2」は、祈禱命令文書のなかから巻数請取状との対応関係が判明するもののものや、祈禱命令の奉行が判明するものを一覧化したものである。「表2」で祈禱命令と巻数請取状における祈禱の名目を見比べると、それぞれが対応した文言をもっていたことがわかる(【史料3・4】傍線部参照)。祈禱命令に対応した形で巻数請取状が作成されていたのだろう。

また、【史料3】と【史料4】は写真版を確認したところ、同一筆跡と判断することができた。そのため、巻数請取状の発給者が祈禱命令文書の発給も担当していたと考えられる。

そのほか、祈禱命令文書や巻数請取状に関連する文書として次のような文書がある。

[表2] 祈禱命令文書と巻数請取状（一部）

祈禱命令文書						巻数請取状		
No.	日付	発給者	内容	備考	出典	内容	奉者	No.
1	「元弘3(1333)/12/3	尊氏	祈禱事	押紙「等持寺殿御師職、奉行足田妙玄」	『八坂神社文書』増補10	—	—	—
2	建武3(1336)/8/2	御判(尊氏)	祈禱事	端書「將軍家御教書案、奉行入摂津右近將監」	『大友文書』(『南濃』九州711)	御祈禱巻数	摂津親秀	[表1] No.3
3	建武3(1336)/7/12	尊氏	祈禱事	—	『法隆寺文書』(『法隆寺獻納宝物特別調査報告文Ⅰ』)R17-1(1)	巻数	摂津親秀	[表1] No.4
4	建武3(1336)/8/9	御判(尊氏)	祈禱事	—	『報恩寺記録』(『大日』)	御祈禱巻数	上杉憲藤	[表1] No.6
5	貞和3(1347)/5/25	直義	祈願事	—	『八坂神社文書』1666	御産御祈禱巻数	栗飯原清胤	[表1] No.17
6	貞和3(1347)/12/20	直義	天下静謐祈禱事	—	『宝音院院文書』20(『尊経閣古文書集社寺文書二』)	天下静謐御祈禱八幡御本地護摩動行御巻数	散位・二階堂行直・二階堂行謹	[表1] No.19
7	貞和4(1348)/1/23	直義	天下静謐祈禱事	—	『阿蘇文書』(『南濃』九州2435)	天下静謐御祈禱事御巻数	散位・二階堂成藤・二階堂行謹	[表1] No.20
8	観応1(1350)/7/28	尊氏	凶徒対治祈禱事	端裏書「將軍御教書、奉行安富右近大夫、為濃州凶徒対治鎌倉殿御免向御祈事」	『八坂神社文書』増補17	—	—	—
9	観応2(1351)/8/4	尊氏	天下静謐祈禱事	付箋「御使長田左衛門蔵人頼清、奉行安富三郎左衛門尉」	『東大路文書』(『大日』)	—	—	—
10	観応2(1351)/9/2	尊氏	凶徒対治祈禱事	—	『大吉寺文書』(『大日』)	凶徒対治祈禱事	尊氏	[表3] No.6
11	文和2(1353)/6/5	御判(義詮)	天下静謐御祈禱事	端書「同(傍書)、下御書御教書」	『八坂神社記録』祇園社記統録2	天下静謐御祈禱巻数	御判(義詮)	[表3] No.11
12	文和2(1353)/6/7	義詮	天下静謐御祈禱事	—	『神護寺文書』(『神護寺』381)	天下静謐御祈禱巻数	鞍智導朝	[表1] No.38
13	文和4(1355)/2/12	尊氏	天下静謐御祈禱事	端書「將軍家御教書、奉行小田伊賀守」	『神護寺文書』(『神護寺』394)	天下静謐御祈禱巻数	鞍智導朝	[表1] No.52
14	文和5(1356)/2/28	(尊氏力)	天下静謐祈禱事	端書「將軍家御教書案、御敵陸晴掠給之、奉行安間(富力)右近大夫[]為長門国住人之由、替面申賜[]」	『八坂神社文書』41	—	—	—
15	延文3(1358)/3/8	御判(義詮)	天下静謐祈禱事	端書「同(傍書)云、御教書、奉行安富右近大夫入道道行」	『八坂神社記録』祇園社記統録2	—	—	—
16	康安1(1361)/6/29	御判(義詮)	天下静謐御祈禱事	端書「同云、御教書、奉行三須雅兼入道、地坂等御儀事」	『八坂神社記録』祇園社記統録2	—	—	—

【史料5】「東寺文書」(「表3」No.17) 為「天下静謐」、一七箇日尊勝陀羅尼勸行云々、尤以神妙也、弥可被抽二精誠之状、如件、
延文三年二月十八日 (尊氏) (花押)
東寺供僧御中

【史料5】は祈禱(臨時祈禱)の終了をうけて発給された文書である。【史料5】のような足利氏直状はほかにも残存しており、その一部を「表3」として掲出した。富田正弘氏は【史料5】を巻数請取状(巻数返事)の実例として提示しているが、田中浩司氏が指摘するように、祈禱に対する褒賞・礼状(傍線部)と祈禱命令(二重傍線部)を複合したものとみるべきだろう。¹⁸⁾臨時祈禱は期日を定めて命じることがあったが、期日に至っても目的が成し遂げられなかった場合、それまでの祈禱に対して謝意を示しつつ、祈禱の継続が命じられた。そのための文書が「表3」の文書であった。さしあたり本稿では「表3」の文書を祈禱延長命令文書としておきたい。

[表3] 祈禱延長命令文書（一部）

No.	年月日	発給者	祈禱	備考	出典
1	建武3(1336)/8/4	「花押」	御祈禱		『龍華秘書』（『日蓮宗宗学全書』）
2	建武3(1336)/9/6	「花押」	祈禱卷数		『龍華秘書』（『日蓮宗宗学全書』）
3	建武3(1336)/9/12	尊氏	祈禱事		『神護寺文書』（『神護寺』331）
4	「観応2(1351)/2/22	尊氏	祈禱事	押紙「將軍家御教書、於湊川被下之、奉行杉原左近將監」	『八坂神社文書』増補18
5	観応2(1351)/8/25	尊氏	祈禱事	押紙「將軍家御教書、於江州小野大覚寺給之、奉行飯尾新左衛門」	『八坂神社文書』増補20
6	観応2(1351)/9/5	尊氏	凶徒対治祈禱事		「大吉寺文書」（『大日』）
7	観応2(1351)/9/10	尊氏	祈禱之事		「竹生島文書」（『大日』）
8	観応2(1351)/10/8	義詮	祈禱事		『八坂神社文書』増補66
9	観応2(1351)/10/22	尊氏	祈禱事		「三寶院文書」（『大日』）
10	観応3(1352)/3/28	御判（義詮）	祈禱卷数		「東大寺文書」（『大日』）
11	文和2(1353)/6/29	御判（義詮）	天下静謐御祈禱	「同（傍書）、下御所御教書、於濃州給之」	『八坂神社記録』祇園社記続録2
12	文和2(1353)/9/6	御判（尊氏）	御祈禱	押紙（増補31）「將軍家御判御教書、於濃州桑井（垂井力）給之、執筆飯尾左衛門大夫、小田伊賀守申沙汰之」	『八坂神社文書』39・増補31
13	文和3(1354)/12/12	尊氏	天下静謐祈禱事		「秋山正平氏所蔵文書」（『南北朝遺文』関東2621）
14	文和3(1354)/12/27	尊氏	供奉	押紙「於江州下給御教書」	『八坂神社文書』増補27
15	文和4(1355)/5/6	尊氏	天下静謐祈禱事		「称名寺文書」（『南北朝遺文』関東2648）
16	延文1(1356)/12/21	義詮	祈禱事		「慈心院文書」（『大日』）
17	延文3(1358)/2/18	尊氏	為天下静謐、一七箇日尊勝陀羅尼勤行		「東寺文書」（『大日』）
18	延文3(1358)/2/18	義詮	為天下静謐、一七箇日愛染王供勤行		「東寺文書」（『大日』）
19	延文4(1359)/7/25	義詮	天下静謐祈禱卷数		「大衆坊文書」（『南北朝遺文』九州4118）

巻数請取状は奉書（「表1」）によって発給され、祈禱命令文書（「表2」）は足利氏の直状で発給された。そして、祈禱延長命令文書（「表3」）は祈禱命令を含んでいたために、奉書ではなく足利氏の直状で出されなければならなかったのである。

第三章 巻数請取状の発給者

第一節 観応擾乱以前における巻数請取状の発給者

本章では、巻数請取状の発給者（奉者）について検討する。巻数請取状は主に単署で発給されていたが、臨時祈禱の一部では連署で発給されている（No.19・20・23・25）。また、発給者には、二階堂・撰津・長井氏など、鎌倉時代から幕府の評定衆を務めていた一族（以下、評定衆クラスの人物とする）が多く確認できるものの、奉行衆や、立場が明確ではない人物も含まれている。さらに、発給者は時期によって次々と入れ替わっている。巻数請取状発給者の立場については、先行研究の課題であったため、時期を区切って詳しく分析することにした。

まず、建武三年（一三三六）の巻数請取状をみると、評定衆クラスの人物（撰津親秀）のほかに、上杉憲藤²⁰が発給者となっているものが存在する（No.5～7）。上杉

氏による発給は、建武四年（一三三七）以降にはみられず、建武三年の特色となっている。建武三年と建武四年以後の巻数請取状では様式や文言に加え、発給者にも違いが存在していたことがわかる。

上杉氏は鎌倉期から足利氏の家人となっていた一族であり、同じく足利氏の家人であった高氏も、室町幕府成立以前において巻数請取状を発給していた（No.1・2）。高氏や上杉氏が巻数請取状を発給していたことは、巻数請取状の発給が本来は家人が行うべき役割であったことを推測させる。

建武三年から建武四年にかけては室町幕府の機能や権限分掌が整備された時期であった。そのなかで、高・上杉氏が足利氏家人としての性格を脱却しつつあり、それによって巻数請取状を発給しなくなったのだろう。

次に、建武四年から観応擾乱までの発給者について検討する。建武三年段階の巻数請取状では、巻数に関する情報「巻数」や「御祈禱巻数」しか記されていないが、建武四年からは巻数の情報が具体的になり、恒例祈禱と臨時祈禱を区分できる事例が多くなる。恒例祈禱の巻数請取状はすべて単署であり、二階堂成藤（No.11）・二階堂行直（No.12・16）・粟飯原清胤（No.18・21）が発給者となっている。発給を担当している期間は重複して

おらず、二階堂成藤（暦応二年（一二三九）、二階堂行直（康永元年（一二四二）～貞和元年（一二四五）、栗飯原清胤（貞和三年（一二四七）～貞和四年（一二四八）の順に交代していた。

恒例祈禱では異なる寺社宛の巻数請取状であっても一人の人物が発給を担っており、寺社によって巻数請取状の発給者が異なるということはない（例えば、No.14・15）。したがって、恒例祈禱（長日祈禱）では、年ごとに巻数請取状発給を担当する奉行が定められていたと考えられる。

また、臨時祈禱の巻数請取状では、二階堂成藤（No.10・20）・栗飯原清胤（No.17）・二階堂行直（No.19）・二階堂行誼（No.19・20・23・25）が発給者となっている。臨時祈禱の巻数請取状の発給者は、恒例祈禱の巻数請取状の発給者とはほぼ同じ顔ぶれであった。しかし、臨時祈禱の巻数請取状では、複数が同時に並行的に発給を行っていたことや単署と連署が混在していることが確認でき、それらは恒例祈禱の巻数請取状との違いとなっている。そこで臨時祈禱の巻数請取状発給者の立場を具体例に即して検討することにした。

No.17は直義夫人の安産祈禱に対して発給された巻数請取状であり、発給者は栗飯原清胤であった。No.17の日付

は貞和三年六月九日であり、これは出産の翌日にあたる。⁽²³⁾加えて、栗飯原清胤は同年二月九日に行われた直義夫人の着帯の「奉行」を務めていた。⁽²⁴⁾着帯は出産前に行われる儀式の一つであるため、栗飯原清胤の担当が安産の祈禱だけに限られていなかったことがわかる。栗飯原清胤は御産奉行（御産所奉行）として出産行事全般を取り仕切っており、その職務の一環として祈禱も差配し、巻数請取状を発給していたのである。

また、栗飯原清胤は御産奉行として祈禱に関わっていただけではなく、他の祈禱にも携わっていた。それは、栗飯原清胤がNo.17以外の巻数請取状も発給していたこと（No.18・21など）や「門葉記」の事例（「表4」No.3・4）から確認できる。そして、このことは將軍家の家政運営の担い手と祈禱運営の担い手が重複していたことを示しており、將軍家家政と祈禱の緊密な繋がりを読み取ることができる。

次にNo.19・20を検討する。ともに貞和三年末から始められた南朝征伐の戦勝祈禱に対する巻数請取状である。

No.19は①「散位」（実名不明）・②二階堂行直（「前山城守」）・③二階堂行誼（「沙弥」）の連署奉書、No.20（史料4）は①「散位」・②「前安芸守」・③「沙弥」の連署奉書である。No.17の事例を踏まえると、これらの人物

[表 4] 『門葉記』にみる南北朝期の武家祈禱

No.	年代	祈禱	目的	奉行(本所奉行)	雑掌	備考	典拠
1	暦応5(1341)/2/4	冥道供	直義祈	二階堂成藤	高師直		巻73
2	貞和2(1346)/2/8	冥道供	將軍祈	二階堂成藤			巻73
3	貞和3(1347)/3/18	大熾盛光法	変異御祈	粟飯原清胤・諏訪円忠			巻7
4	貞和4(1348)/1/18	冥道供	直義厄年祈	粟飯原清胤			巻66
5	観応1(1350)/6/25	普賢延命法	尊氏病祈	須賀清秀			巻26
6	文和2(1353)/10/16	冥道供	尊氏病祈	伊勢貞継	土岐頼康		巻66
7	文和2(1353)/11/6	冥道供	尊氏息女祈				巻66・67
8	康安2(1362)/3/6	冥道供	義詮腫物祈	二階堂行元	斯波道朝(高経)	二階堂行元は「祈禱奉行」とも記される/斯波義將が施主代官として聴聞	巻68
9	貞治3(1364)/9/22	冥道供	義詮母病祈	依田時朝		斯波義將が施主代官として聴聞	巻68
10	貞治6(1367)/11/18	冥道供	義詮病祈	伊勢照禪(貞継)		巻数が伊勢照禪に遣わされる	巻68
参考	貞和4(1348)/7/17	尊皇王法	天下静謐祈禱	二階堂行誼(時綱)・二階堂成藤・粟飯原清胤			「貞和四年記」7月17日条(『統群書類従』雑部)

「門葉記」は、高楠順次郎編『大正新脩大蔵経』図像第一一巻(大正一切経刊行会、一九三四年)

は当該祈禱の担当奉行と推測される^{②⑥}。また、No. 20は花押部分が欠損しているため、花押から人物比定を行うことができないが、官途から発給者の対応関係を見ると、No. 19の①「散位」(実名不明)とNo. 20の①「散位」、No. 19の③「沙弥」(二階堂行誼)とNo. 20の③「沙弥」は同じ人物と考えられる。一方、②の人物についてはNo. 19が「前山城守」(二階堂行直)、No. 20が「前安芸守」となっている。No. 20の②「前安芸守」は官途から二階堂成藤に比定でき、二階堂行直から二階堂成藤へ奉行が交代していたことになる。この交代が行われたのは、No. 19(貞和四年正月)とNo. 20(同年七月)の間にあたる貞和四年六月五日に二階堂行直が死去していたためであろう^{②⑥}。この戦勝祈禱は「散位」・二階堂行直・二階堂行誼の三人を奉行として始められたが、行直の死去によって二階堂成藤が新たに加わった。No. 19・20の間での奉行の交代は二階堂行直の死というイレギュラーな事態によるものに限られており、通常は祈禱命令・巻数請取の間において奉行の入れ替わりはなかったと考えられる。

まとめると、臨時祈禱を行うにあたって主に評定衆クラスの人物から祈禱の担当奉行が選出され、その奉行の指揮によって祈禱が行われた。そして、祈禱終了後は、奉行のもとに巻数が提出され、奉行から巻数請取状が発

給された、ということになる。また、臨時祈禱の巻数請取状において単署と連署が併存していたのは、祈禱ごとに奉行の人数が異なっていたためだろう。

恒例祈禱の巻数請取状の発給者は年ごとに任じられた奉行、臨時祈禱の巻数請取状の発給者は祈禱ごとに任じられた奉行であり、発給者任命の論理が異なっていた。一方、恒例祈禱と臨時祈禱の巻数請取状はともに評定衆クラスの人物によって発給されることが多く、その顔ぶれは共通していた。また、巻数請取状の発給は人数によって担われており、特定の人物が突出して多いという状況にはない。評定衆クラスの人物のなかで祈禱全般を統括するような立場の人物はいなかったのである。

第二節 観応擾乱以降における巻数請取状の発給者

草創期の室町幕府では足利尊氏と直義が二頭政治を行っていた。だが、尊氏と直義の間で対立が生じ、観応擾乱が始まる。観応擾乱以後も戦乱が断続的に引き起こされていた。そして、それらの戦乱の発生に依じて戦勝祈禱が行われている。局面ごとに分析を行うことにしたい。

I期…観応元年（一二三〇）一〇月～観応二年（一二三五

一）七月

観応元年一〇月から尊氏・義詮と直義の戦争が始まり、観応二年二月、直義が勝利する。以後、直義主導の政治が行われる。

当該期には観応二年正・二月にかけて発給された計四通の巻数請取状が残存している（No.26～29）。尊氏・義詮と直義の戦いにて行われた祈禱の巻数請取状であり、すべて「沙弥」の単署となっている。この「沙弥」は直義方の人物と考えられ、No.28（案文）では「梶原河内入道」という注記が付されている。また、No.26・27・29（正文）の「沙弥」はいずれも花押が同じであり、同一人物であった。この人物について『花押かがみ』は二階堂行宏（行通）に比定しているが、根拠は明らかではない。No.28を踏まえると、No.26・27・29の「沙弥」が梶原河内入道に該当する可能性もある。

II期…観応二年八月～文和二年（一二三三）八月

観応二年八月から再び尊氏・義詮と直義の戦争が始まり、観応三年（文和元年。一二三二）二月、鎌倉で尊氏が直義に勝利し、直義が死去する。以後、尊氏は鎌倉に滞在し続けており、京都では義詮が単独で政権運営を行った。

当該期の京都では、栗飯原清胤（No.31・32・35・37）と鞍智導朝（No.36・38～40）が巻数請取状を発給してい

る。栗飯原清胤と鞍智導朝の発給期間は重複しており、巻数請取状の発給が同時期に複数人によって担われていたことがわかる。なお、栗飯原清胤は、文和二年六月に戦死している^{③①}。

一方、鎌倉に滞在していた尊氏のもとでは、村上貞頼が巻数請取状の発給を行っていた^{③②}。

Ⅲ期・文和二年九月～延文元年（一三五六）

南朝の蜂起があり、義詮が後光厳天皇とともに敗走した。そのため、文和二年九月、尊氏が軍勢を率いて上洛する。南朝に勝利した後、京都において尊氏と義詮が共同で政治を行った。

当該期の巻数請取状は、小田知春（No.41・44・45・48・49・51・54）・二階堂政元（No.42・50）・鞍智導朝（No.52）・佐々木導誉（No.55）・安富道行（行長。No.46）が発給者となっていた。鞍智導朝はⅡ期においても巻数請取状の発給を行っており、Ⅱ・Ⅲ期で活動が継続している。一方、小田知春・二階堂政元・佐々木導誉はⅢ期から巻数請取状の発給が開始されている。

そして、当該期の巻数請取状で注目したいのは、端書等において「將軍家御返事」（No.51）・「將軍家御教書」（No.41・49）や「下御所御返事」（No.50・53）と記されたものが存在していることである。「將軍家」は尊氏、「下

御所」は義詮を指し、巻数請取状のなかに、尊氏の巻数請取状と義詮の巻数請取状が併存していたことを示している。尊氏の巻数請取状の発給者には小田知春（No.41・49・51）、義詮の巻数請取状の発給者には二階堂政元（No.50）が確認できる。

尊氏の巻数請取状と義詮の巻数請取状の併存という状況は、当時、尊氏と義詮が個別に祈禱命令を出していたことも関連するだろう（「表2」No.13～16・「表3」No.12～18参照）。加えて、祈禱命令文書や祈禱延長命令文書のなかには、端書等に祈禱を担当した奉行の名前が記されているものがあり、その記述から、尊氏の奉行を小田知春（「表2」No.13、「表3」No.12）が務めていたことが判明する。

小田知春は尊氏の祈禱命令・巻数請取状の両者において奉行を務めていたが、義詮の奉行として小田知春が登場することはない。また、義詮の巻数請取状において奉行を務めていた二階堂政元は、尊氏の祈禱命令や巻数請取状において奉行を務めていない。尊氏と義詮は親子であるものの、祈禱に際して個別の奉行を構成していたのである。

では、尊氏と義詮のもとで個別の奉行が構成されていたのはなぜか。そこで着目したいのは、Ⅲ期に義詮の奉

行としてみられる二階堂政元が、Ⅱ期においても義詮のもとで活動していたことである。Ⅱ期の二階堂政元は在京しており、巻数請取状は発給していなかったものの、御所奉行として義詮に仕えていた（後掲「表6」）。そのため、Ⅱ期に形成されていた人的基盤がそのままⅢ期にも引き継がれていたと考えられる。

次に、尊氏の鎌倉下向直前（観応二年一〇月）に発給された巻数請取状（No.31）をみると、提出された巻数が「両殿御分」とされている。端書には「將軍家并下御所御返事」と記されており、「両殿」が尊氏と義詮を指していることがわかる。観応二年一〇月時点では栗飯原清胤が尊氏と義詮の祈禱を一人で担っていた。

さらに、観応擾乱以前の二頭政治の時期では、二階堂成藤が尊氏の祈禱と直義の祈禱の両方において奉行を務めていた（「表4」No.1・2）。一人の人物が尊氏の祈禱と直義の祈禱の両者において奉行を務めていたのであり、二頭政治期には尊氏と直義の下においては個別の奉行が構成されていなかったと推測される。

観応擾乱中のⅡ期において、尊氏と義詮は鎌倉と京都に分かれて活動しており、それゆえに、それぞれが個別の奉行を構成していた。そして、Ⅱ期において構成された個別の奉行は、尊氏と義詮が京都に合流した後（Ⅲ期）

にも解消されず、維持されていたのである。^{②4}

Ⅳ期・延文元年（康暦元年（一二七九））

延文元年一二月から二階堂行元発給の巻数請取状が見られはじめる。康安元年（一二六一）以後は、二階堂行元が巻数請取状の発給を独占しており、応安四年（一二七一）一二月まで確認できる（No.56・60・62・64・69）。その後、応安七年（一二七四）一二月からは伊勢貞継（照禪）が発給を行うようになる（No.70・72・73）。

伊勢貞継は伊勢氏のなかで初めて政所執事に就任した人物であり、伊勢貞継の前任の政所執事が二階堂行元であった。また、伊勢貞継は御所奉行にも就任していた。

伊勢貞継の御所奉行在職の初見は応安五年（一二七二）であり、康暦元年（一二七九）の政所執事就任よりも御所奉行就任が先行していた。そのため、山家浩樹氏は御所奉行在職が政所執事就任への足掛かりとなったと指摘している^{②5}。そして、伊勢貞継による巻数請取状の発給も、御所奉行就任と同じく、政所執事就任より前から始まっていた^{②6}。加えて、伊勢貞継が巻数請取状の発給を始めた後、それまで巻数請取状の発給を行っていた二階堂行元が発給を行わなくなっている。政所執事の交代前から二階堂行元から伊勢貞継への権限委譲が進んでいたということになる。

当該期の巻数請取状の特徴として、発給者が特定の人

物（二階堂行元・伊勢貞継）に集中している点を挙げる
ことができる。これはⅢ期にみられた尊氏と義詮の個別
奉行の併存という状況が解消されたことを示している。

様々な人物が発給を行っていた段階とは異なり、二階堂
行元・伊勢貞継が祈禱運営の中心にあった。

しかも、尊氏と義詮の個別奉行の解消が現れ始めるの
は延文元年頃であり、尊氏の死去（延文三年（一二三六）
四月）以前から始まっていた。個別奉行は尊氏の死去に
よって自然に解消されたのではなかったのである。そし
て、延文二年から延文二年（一二三五）にかけての時期
は幕政改革が行われた時期と評価されており、小栗博氏
は、尊氏が幕政中央から後退し、義詮が名実ともに幕府
運営を行うことになったと指摘している⁸⁰。延文元年頃は
実質的な代替わりが行われた時期であり、その実質的な
代替わりに伴う変化の一つとして祈禱における個別奉行
の解消が位置付けられる。

以上、本節では観応擾乱以降の巻数請取状の発給状況
を時期ごとに検討した。巻数請取状は多様な人物が発給
を行っており、その発給者は頻繁に交代していたが、そ
の背景に戦況・政局の頻繁な変化があったことが明らか
になった。巻数請取状のあり方は戦況・政局を反映して

いたと評価できる。

第三節 巻数請取状発給者の位置付け

これまで巻数請取状の発給者についてみてきたが、前
述したように、巻数請取状発給者の立場については政所
執事と御所奉行が指摘されてきた。政所執事就任者の一
覧が「表5」、御所奉行の活動所見一覧が「表6」であ
り、それらをもとに「表1」の巻数請取状発給者の立場
を考えることにしたい。なお、「表1」の○印は政所執
事や御所奉行の就任者、△は政所執事や御所奉行就任の
可能性が高い人物を指している。

まず、政所執事について。「表1」に示したように、
政所執事就任者が就任期間中に巻数請取状を発給してい
る事例が複数確認できた（○…No.12、16・18・42・60、
62・64、69、△…56）。しかし、全ての巻数請取状が政
所執事就任者によって発給されていたわけではない。加
えて、政所執事の就任以前や辞任以後に巻数請取状を発
給している事例もみられた（例えば、栗飯原清胤は文和
二年（一二三三）二月から八月まで政所執事に就任して
いるが、No.31・32・35・37は政所執事就任以前にあたる。
また、二階堂政元は文和二年八月から文和三年（一二三五）
四月八月まで政所執事に就任しているが、No.50は政所執

[表 5] 政所執事一覧

No.	就任者	就任期間
1	二階堂行珍(行朝)	暦応1(1338)/8/10任
2	二階堂行直	暦応3(1340)/11/25任 — 康永4(1345)/3/4 →
3	二階堂行誼(時綱)	貞和2(1346)/3/2任 →
4	栗飯原清胤	貞和3(1347)/12/3任 — 貞和4(1348)/2/1 →
5	二階堂行珍(行朝)	← 貞和5(1349)/1/6 →
6	佐々木導誉(高氏)	貞和5(1349)/11/任 — 観応1(1350)/9/2 →
7	二階堂行宏	観応2(1351)/3/2任 — 観応2(1351)/7/10没
8	佐々木導誉	文和1(1352)
9	栗飯原道最(清胤)	文和2(1353)/2/任 →
10	二階堂政元	文和2(1353)/8/任 — 文和3(1354)/5/20 →
11	佐々木導誉	文和3(1354)/8/任 →
12	佐々木近江左衛門尉	文和3(1354)
13	二階堂行元(行照)	← 延文3(1358)/12/3 → 応安5(1372)/11/22 →
14	伊勢照禪(貞継)	康暦1(1379)/7/22任 — 明德2(1391)/3/没

〈 〉は評定から比定を行ったものを指す。拙稿「南北朝期室町幕府の政所執事と二階堂氏」(『史学雑誌』132-4、2023年)参照。

[表 6] 御所奉行一覧

	就任者	所見	典拠
○	栗飯原清胤	(①貞和4(1348)/2/1)、②観応2(1351)/10/25、③正平7(1352)/1/26、④2/18、⑤閏2/17、⑥観応3(1352)/4/7、⑦文和2(1353)/2/30	①「伏見宮御記録」(『南北朝遺文』関東1757)・②「祇園社記統録第二」(『八坂神社記録』)・③④⑤⑥「祇園執行日記」(『八坂神社記録』)・⑦『早稲田大学所蔵荻野研究室収集文書』128
○	二階堂行誼(時綱)	観応1(1350)/3/18	「祇園執行日記」
	鞍智導朝(時満カ)	文和2(1353)/2/30	『早稲田大学所蔵荻野研究室収集文書』128
○	二階堂政元	文和2(1353)/2/30	『早稲田大学所蔵荻野研究室収集文書』128
○	二階堂行元	康安1(1361)/9/27	「祇園社記統録第二」
	饗庭氏直	貞治4(1365)/6/17	「三島居建立記」(『八坂神社記録』)
○	伊勢照禪(貞継)	①応安5(1372)/11/22、②11/24	①「松田貞秀記」(『統群書類従』拾遺部)・②「祇園執行日記」

○は政所執事就任者を指す。拙稿「南北朝期室町幕府の政所執事と二階堂氏」(『史学雑誌』132-4、2023年)参照。

事辞任以後にあたる)。よって、政所執事が巻数請取状を發給することがあったことは事実であるものの、政所執事の職務として巻数請取状の發給が行われたとみることはできない。

次に、御所奉行について。政所執事と同様に、御所奉行就任者が就任期間中に巻数請取状を發給していた事例が複数確認できた(○…No.31・32・38・40・42・62・70・72・73、△…23・25・35・37)。また、古記録においても、山家浩樹氏が既に指摘しているように、「巻数付御所奉行栗飯原下総入道」⁽³⁶⁾とあり、御所奉行と巻数や祈禱が結び付けられている。⁽³⁸⁾そのため、御所奉行が巻数請取状を發給していたことは事実とみられる。その一方で、すべての巻数請取状が御所奉行によって發給されたと断定することは躊躇われる。御所奉行の所見が少なく、就任者や就任期間が断片的にしか判明していないからである。

以上により、巻数請取状の發給者をどの立場・役職の権限とみるべきかという点は、本稿で行った巻数請取状の収集結果を踏まえても、結論を出すことが困難であると考えている。とはいえ、巻数請取状の發給状況から、祈禱の奉行を担う人物と政所執事・御所奉行の關係について見通しを得ることはできる。ここで注目したいのは、

巻数請取状發給の権限を特定の人物が一人で專管していたわけではなく、複数人が共有していたことである。

巻数請取状の發給を担っていたのは、主に評定衆クラス的人物であった。評定衆クラスの人物は將軍家の申次を担っていたことが知られており、⁽⁴⁰⁾日常的に將軍に近侍していたとみられる。將軍に近侍していた人々のなかから祈禱の担当奉行が選出され、さらには、政所執事や御所奉行が任命されたと考えることができる。⁽⁴¹⁾

次に、發給者の立場と関わって、巻数請取状の文言に着目したい。建武四年(一三三七)以降の巻数請取状では、巻数を將軍の御目にかけたことについて「入見參」の文言が主に用いられていた。一方、建武三年(一三三六)の巻数請取状では「披露」の文言が用いられていたが、この「披露」文言は、建武四年以降の巻数請取状でも用いたものが存在する(Na.19・20・23・25・46・57・59・73)。そこで、建武四年以降の巻数請取状のなかで「披露」文言を用いたものをみてみると、奉行衆である安富行長が發給した巻数請取状には必ず「披露」文言が用いられていたことが判明する(Na.23・25・46・57・59)。しかも、安富行長の単署の巻数請取状だけではなく、安富行長と評定衆クラスの人物(二階堂行誼)の連署の場合も「披露」文言が用いられていた(Na.23・25)。単署・

連署を問わず、奉行衆が一人でも署判に加わっていた巻数請取状は「披露」文言を用いることになっていたのである。

加えて、「披露」文言に関して確認しておきたいのは、「披露」文言を用いた巻数請取状が少ないことである。建武四年以降の巻数請取状計六七通のうち、「披露」文言の巻数請取状は一〇通であった。祈禱命令文書の端書等〔表2〕No.8・9・14・15・16、〔表3〕No.4・5・12）からわかるように、臨時祈禱において奉行衆が祈禱の運営に関わることがあった。にもかかわらず、奉行衆が巻数請取状の発給には関わることは少なかった。それは、巻数請取状の発給が、主に評定衆クラスの人物の職務として担われていたためであろう。

また、巻数請取状の発給者のなかに奉行衆が一人でも含まれていた場合に「披露」文言が用いられたということとは、裏を返せば、「入見参」文言が用いられていた場合、発給者全員が奉行衆ではないということになる。二階堂氏の発給した巻数請取状において「入見参」の文言が用いられていたことを踏まえると、「入見参」文言を用いたのは評定衆クラスの人物と考えられる。このように、巻数請取状の文言は立場に応じた使い分けがなされており、評定衆クラスの人物と奉行衆との間に強

固な境界線が引かれていた。さらに、文言の使い分けをみれば、発給者がどのような立場にあったかという点が判明することになる。

南北朝期室町幕府においては幕府構成員の身分や地位が確立されておらず、そのなかにおいて、栗飯原・鞍智・伊勢氏などは、評定衆や奉行衆といった明確な立場をもっていなかった。だが、これらの人々が巻数請取状で用いていた文言は「入見参」であり、発給文書上では評定衆と同等の立場にあったと評価できる。

伊勢氏は室町期以降においては御供衆に分類されている。しかし、御伴衆が職制として明確になるのは義教期以降とされ、南北朝期の伊勢氏をどのような身分・立場として位置付けるかという点は検討すべき課題として残されていた。そのなかで、巻数請取状の分析により、文書発給の立場の上では、伊勢氏が評定衆に近い立場として活動していたことが明らかになった。伊勢貞継の政所執事就任は、かかる立場を踏まえた上での議論が必要となるだろう。

おわりに

まずは本稿の成果をまとめよう。

室町幕府の巻数請取状は、幕府官制の整備と連動し、建武四年（一三三七）に様式や発給者が一定されていた。巻数請取状の発給者は主に評定衆クラスの人物であり、恒例祈禱の巻数請取状は年ごとに任じられた奉行、臨時祈禱の巻数請取状は祈禱ごとに任じられた奉行が発給していた。また、巻数請取状の発給は多くの人物によって担われており、特定の人物に集中していなかった。

観応擾乱の発生によって尊氏と義詮が鎌倉と京都に分かれて活動を始めると、それぞれにおいて祈禱が行われ、個別の奉行が構成された。個別の奉行は尊氏と義詮が再び京都に結集した後も維持され、延文元年（一二五八）頃から始まった幕政改革¹¹実質的な義詮への代替わりによって解消された。そして、巻数請取状の発給は二階堂行元・伊勢貞継に集中しており、彼らが祈禱・巻数請取状発給に中心的に関わるようになっていた。

また、巻数請取状発給者と政所執事・御所奉行の関係について検討し、將軍に近侍していた評定衆クラス的人物のなかから祈禱の奉行が選出されるとともに、政所執事や御所奉行に任命されることがあったことを指摘した。そのほか、巻数請取状における文言の使い分けから、伊勢氏が評定衆同等に位置付けられていたことが明らかにあった。

巻数請取状の分析の結果、建武三年から建武四年にかけて武家政権としての整備が進んだ様子や、観応擾乱の影響や収束のあり方、伊勢氏の政所執事就任のための道筋が巻数請取状の発給状況にも現れていたこと、評定衆クラスの人物と奉行衆との間に強固な境界線が引かれていたことを明らかにすることができた。巻数請取状には政権運営や政局のあり方が反映されていたのである。

巻数請取状は幕府発給文書のなかでは目立たない文書であった。しかし、評定衆クラスの集団の様子を映し出す点で、訴訟や恩賞に関する文書とは異なる意義を有している。加えて、前述したように、巻数請取状には政権運営や政局のあり方が反映されていた。したがって、巻数請取状は、先行研究とは異なる視角から幕府像や政治史像を描き得る可能性を有する素材と評価できる。今後、より一層研究を進展させる必要があるが、そのなかで、本稿において巻数請取状の網羅的収集・分析を行ったことは、今後の研究の土台になるだろう。

また、本稿で分析した巻数請取状は康暦元年（一三七九）までのものに限っていたため、康暦元年以降へと研究を進めることが求められる。これに関して指摘しておきたいのは、本稿で論じた様式・発給者の巻数請取状（書下年号・「仍執達如^レ件」の様式、主に評定衆クラス

の人物による発給)が、康暦元年以降にほとんど検出できていないことである。⁽⁴⁾これは康暦元年を境に祈禱運営のあり方が大きく変化したことを窺わせるとともに、伊勢氏による政所執事就任の影響も予想される。これらの検討は今後の課題としたい。

註

- (1) 佐藤進一「室町幕府開創期の官制体系」(同『日本中世史論集』岩波書店、一九九〇年、初出一九六〇年)、小川信「室町幕府管領制成立の前提」(同『足利一門守護発展史の研究』吉川弘文館、一九八〇年、初出一九七八年)、羽下徳彦「足利直義の立場―その一 裁許状を通じて―」(日本古文書学会編『日本古文書学論集7 中世Ⅲ』吉川弘文館、一九八六年、初出一九七三年)、小要博「発給文書よりみたる足利義詮の地位と権限」(『日本古文書学論集7 中世Ⅲ』、初出一九七六年)、岩元修一「評定・引付(内談)方」(同『初期室町幕府訴訟制度の研究』吉川弘文館、二〇〇七年、初出一九九〇・二〇〇六年)、亀田俊和「室町幕府執事施行状の形成と展開―下文施行システムを中心として―」(同『室町幕府管領施行システムの研究』思文閣出版、二〇一三年、初出二〇〇三年)、山田徹「室町幕府所務沙汰と

その変質」(『法制史研究』五七、二〇〇七年)など。

- (2) 富田正弘「中世東寺の祈禱文書について―古文書体系論と宗教文書―」(『古文書研究』一一、一九七七年)。

そのほか、巻数や巻数請取状については川添昭二「北条時宗文書の考察―請文・巻数請取・書状―」(『鎌倉遺文研究』二、一九九八年)、伊藤一美「弘安四年四月『異国降伏祈禱記』の歴史的意義」(『鎌倉』九一、二〇〇〇年)、西弥生「密教修法と『巻数』―寺院文書の側面―」(『古文書研究』五八、二〇〇四年)などの研究があるが、南北朝期については検討の余地が残されている。

- (3) その原因は、前掲注(2)富田論文(二五頁)が指摘するように、古文書学の様式分類が政治支配文書(政治文書)を中心に組み立てられていたためであろう。なお、相田二郎『日本の古文書』(岩波書店、一九四九年)や伊地知鐵男『日本古文書学提要』(新生社、一九六六年)では巻数請取状の解説があるものの、南北朝期の巻数請取状については言及されていない。

- (4) 前掲注(1)佐藤論文(一九六頁)の「建武三―観応二年間主要職員表(1)政所」参照。根拠とされた巻数請取状は後掲「表1」のNo.23・25に該当する。ただし、すべての巻数請取状を政所執事任職の根拠とはし

ていない。巻数請取状を政所執事比定の根拠としたものとしなかったものを選択していたことになるが、選択の基準は明記されていない。

- (5) 山家浩樹「室町幕府政所と伊勢貞継」、『室町時代研究』一、二〇〇二年）一九九〜二〇一頁。ただし、御所奉行が巻数請取状を発給したことを指摘したものの、巻数請取は御所奉行の専管事項とはみなしがたいと述べている。

- (6) 前掲注(1) 佐藤論文、二二二・二二三頁。

- (7) 前掲注(5) 山家論文、二〇四〜二〇六頁。

- (8) 南北朝期の室町幕府政所については研究が少なく、巻数請取状の研究は政所研究としても意義を有している。

なお、南北朝期の幕府官制を論じた前掲注(1) 佐藤論文(二二二・二二三頁)では、政所について具体的な検証は行われておらず、「詳論は他の機会に譲」とされている。また、一倉喜好「政所執事としての伊勢氏の拾頭について」、『日本歴史』一〇四、一九五七年、宮崎隆旨「室町初期における伊勢氏の動向―貞継を中心として―」、『史泉』五〇、一九七五年)は、政所研究としての側面よりも伊勢氏研究としての側面が強い。

- (9) 前掲注(2) 川添論文(二〇頁)では、寺社の祈禱実

績報告書である巻数は寺社の軍忠状とでもいうべき性格をもっており、それに対する請取が感状のような機能をもっていたことを指摘している。

また、前掲注(2) 富田論文(三三三頁)は、祈禱状(祈禱命令文書)は一種の軍勢催促または禁制と考えられること、田中浩司「寺社と初期室町政権の關係について―祈禱(命令)を中心に、北朝との關係を視野にいれつつ―」(今谷明・高埜利彦編『中近世の宗教と国家』岩田書院、一九九八年、五七〜六三頁)は、祈禱命令が寺社の所職や法流の安堵と密接に関連していたことを指摘している。

- (10) 『国史大辞典』「巻数」項(石田善人)。

- (11) 『大日本史料』応永二十一年二月三日条。

- (12) 巻数請取状の宛所は、『史料2』のように、記されている場合が多いが、宛所が記されていないものも存在する(表1)。宛所が記されていない場合、本文の文面中に「播磨国清水寺歳末御巻数」(No.21)などのように寺院名が明記されている。

- (13) 管見の限り、建武三年一月三日付の祈禱命令文書(「長瀧寺文書」、『大日本史料』建武三年一月三日条)が終見となっている。

- (14) 羽下徳彦「足利直義の立場―その一 軍勢催促状と感

状を通じて―」(同『中世日本の政治と史料』吉川弘文館、一九九五年、初出一九七三年) 一二六・一二九・一三二頁。

- (15) 『熊本県文化財調査報告第11集 古文書等緊急調査報告 阿蘇文書』資料編(写真版)「熊本大学所蔵文書」一
二〇・一二二(熊本県教育委員会、一九七三年)。
(16) 祈禱命令文書と巻数請取状が同一筆跡であったことは、
No. 19(巻数請取状)・「表2」No. 6(祈禱命令文書)の
事例でも確認できる。
(17) 前掲注(2) 富田論文、五四頁。【史料5】を掲出し、
「当時の慣例から考えて、巻数に対する返事であると考えられる」と指摘している。
(18) 前掲注(9) 田中論文、三四頁。
(19) 例えば「大吉寺文書」の場合、観応二年九月二日に祈
禱命令が出され、同月五日に祈禱延長命令文書が出さ
れている(「表2」No. 10・「表3」No. 6)。
(20) 上杉憲藤は憲房の子であり、憲顕や重能の兄にあたる。
建武四年に関東管領(鎌倉府の執事)に就任し(「鎌倉
大日記」(『増補続史料大成 鎌倉年代記 武家年代記
鎌倉大日記』など)、建武五年(暦応元年)三月に撰
津国渡辺で戦死している(『尊卑分脈』)。
(21) 小谷俊彦「源姓足利氏の発展」(『近代足利市史 第一

巻』足利市、一九七七年)、田中奈保「高氏と上杉氏―
鎌倉期足利氏の家政と被官―」(『鎌倉遺文研究』一六、
二〇〇五年)など。

- (22) No. 20の「沙弥」は、二階堂行誼に該当する可能性が高
い(後述)。
(23) 『園太暦』貞和三年六月八日条、『師守記』同日条。
(24) 『園太暦』貞和三年二月九日条。
(25) 巻数請取状発給者が巻数請取状の発給だけを担当して
いたわけではないことは、巻数請取状発給者が祈禱命
令の発給も担当していたこと(前述)と関連する。
(26) 祈禱の奉行を複数人が務める場合があったことは、貞
和四年七月に行われた天下静謐祈禱(「表4」参考)等
から確認できる。
(27) 『熊本県文化財調査報告第11集 古文書等緊急調査報告
阿蘇文書』資料編(写真版)「熊本大学所蔵文書」一二
一参照。
(28) 「常楽記」(『群書類従』雑部)。No. 19とNo. 20が同じ祈禱
に対する巻数請取状にもかかわらず日付が約半年も離
れているのは、No. 20が阿蘇社の事例であったためだろ
う。
なお、No. 19とNo. 20は同一筆跡とみられる。加えて、
No. 19・20ともに祈禱命令文書が正文で残存しているが、

それらも同一筆跡であった。つまり、No.19とその命令文書（「表2」No.6）、No.20とその命令文書（「表2」No.7）の四通はすべて同じ筆跡であった。

(29) 「観応二年日次記」二月六日条（『続群書類従』雑部）では、梶原河内入道が「巻数奉行」とされている。

(30) 『花押かがみ』3530「階堂行通。二階堂行宏（行通）は観応二年三月に政所執事に就任しており（「観応二年日次記」三月二日条）、それが根拠とされた可能性がある。しかし、後述するように、政所執事就任者だけが巻数請取状の発給を行っていたわけではないため、政所執事の就任は比定の根拠とはならない。

(31) 「常楽記」文和二年六月九日条。

(32) 「大善寺文書」（『南北朝遺文』関東編三二二六）。「南北朝遺文」では文書発給者「河内守」の人物比定が行われていないが、「賜廬文庫文書十所収称名寺文書」（『南北朝遺文』関東編二五一〇）に「河内守貞頼」とあることや『八坂神社文書』増補二二・二三に「村上河州許ヨリ・「村上河内守持之」とあることから、村上貞頼に比定できる。

また、「賜廬文庫文書十所収称名寺文書」（『南北朝遺文』関東編二五一〇）は足利氏の姫君（頼子カ）の祈禱を命じる村上貞頼の書状、『八坂神社文書』増補二二・

二三）は巻数送付に対する謝意を伝える尊氏の御判御教書であり、ともに祈禱に関連している。このことから、村上貞頼が尊氏のもとで祈禱運営に携わっていた様子が窺える。

(33) 小田知春については、Ⅲ期以前の動向は不明。

また、No.52は鞍智導朝発給の巻数請取状だが、その祈禱命令は尊氏から出されており、祈禱命令の奉行を小田知春が務めていた（「表2」No.13）。だが、この巻数請取状は小切紙であり、戦時における例外事例と考えておきたい。当時、南朝との戦争が京都近辺で行われており、尊氏は清閑寺周辺、義詮は西山法華山寺周辺に滞在していた（『園太暦』文和四年二月二八日条、「賢俊僧正日記」文和四年二月一九日条（『醍醐寺文化財研究所研究紀要』一三、一九九三年）。祈禱を行った神護寺は、戦乱状況にあったため、祈禱命令を出した尊氏・小田知春ではなく、近くに滞在していた義詮のもとに巻数を提出し、鞍智導朝から巻数請取状が発給されたのだろう。

(34) 山田邦明「足利尊氏と関東」（同『鎌倉府と地域社会』同成社、二〇一四年、初出一九八三年、四・五頁）によると、文和二年九月の尊氏の上京は義詮の危急を救うためであり、その後鎌倉への下向が計画されていた

たという。このような計画があったことが、Ⅱ期に尊氏のもとで構成された祈禱の奉行がⅢ期でも維持されていた原因の一つと考えられる。

(35) 前掲注(5) 山家論文、二〇六頁。

(36) 前掲注(5) 山家論文(二〇〇・二〇一頁)では、伊勢貞継が政所執事就任以前の時期(応安元年二月)に巻数の請取を行っていたことが指摘されている。

(37) 前掲注(1) 小要論文、八七〜八九頁。幕政改革の具体例として、延文元年八月に義詮が袖判下文を発給し始めること、延文二年七月以後に所務沙汰に関する遵行命令が義詮の御判御教書によりなされていることを指摘している。

注目したいのは、延文元年八月に義詮が袖判下文を発給し始めたことである。袖判下文の発給は、尊氏・直義の二頭政治期において尊氏が保持し続けていた権限であり(前掲注(1) 佐藤論文、將軍を象徴する権限であった。その権限を尊氏存命中の延文元年から義詮が継承していた。

(38) 「祇園執行日記」正平七年(文和元年)閏二月一七日条。

(39) 「武家五壇法記」(『大日本史料』観応元年六月一九日条)には、「如「関東將軍家御祈禱等」者、被_(實成)成_(實成)御教書(御所奉行加署判等)」、今度不_(實成)然、三_(實成)宝院僧正内々以_(實成)狀

触申許也」と記されており、「関東將軍家御祈禱」すなわち鎌倉幕府將軍の祈禱の場合は、御所奉行が署判を加えて請書を出していたことがわかる。鎌倉幕府において御所奉行が祈禱運営に関わっていた徴証となろう。

(40) 家永遵嗣「足利義詮における將軍親裁の基盤——「賦」の担い手を中心に——」(石井進編『中世の法と政治』吉川弘文館、一九九二年) 八六〜九九頁。

(41) 拙稿「南北朝期室町幕府の政所執事と二階堂氏」(『史学雑誌』一三三・一四、二〇二三年、一七・一八頁)において、御所奉行のなかには官僚(評定衆クラス)系の御所奉行と近習系の御所奉行が存在していたことを指摘した。

(42) No.19・20 (史料4) には「披露」が用いられている。No.19・20の発給者は三名であり、「散位」の人名は不明だが、ほかの二人は二階堂氏であった。よって、No.19・20の「散位」は奉行衆と推測される。

(43) 「祇園執行日記」正平七年(文和元年)閏二月一七日条では「天下静謐御析、大般若一部可_(實成)転読_(實成)之由、為_(實成)三須雅楽允奉行、去八日被_(實成)下_(實成)御教書」とある。

(44) 奉行衆は評定衆クラスの人物とペアを組んで祈禱の奉行を務めることが多かった。「武家五壇法記」(『大日本史料』観応元年六月一九日条)では、栗飯原清胤(栗

飯原清胤が評定衆クラスの人物と同等の立場にあったことは後述）が「奉行」、奉行衆の伊地知が「小奉行」とされている。

- (45) 室町幕府の身分・格式については、二木謙一「室町幕府の格式と作法」(同『中世武家の作法』吉川弘文館、一九九九年)など参照。

- (46) 『国史大辞典』「御供衆」項(福田豊彦)。御供衆は將軍近侍の親昵の衆であり、御成の御供や陪膳などを行うとされる。

- (47) 前掲注(3) 相田著書(上八一六・八一七頁、下四四八・四四九頁)は、次の文書を室町幕府の巻数請取状としており、管領の直状であるものの、奉書の一種と見るべきと指摘している。

「東寺百合文書」り函三三(東寺百合文書WEB)

〔原書〕巻数返事 十二通

年首祈禱巻数送給候、殊以目出候、恐々謹言、

〔原書〕

正月廿日

〔編刊〕勝元(花押)

東寺々僧御中

相田氏の指摘に従うと、「表1」の巻数請取状と、発給者や様式が大きく変化していたことになる。相田氏の指摘の是非を含めて議論が必要であろう。

また、本稿で扱った時期では、巻数請取状の発給者

は評定衆クラスの人物が主であり、彼らが巻数の請取を行っていたが、室町期の古記録をみると、巻数の請取を行っていたのは、赤松持貞、一色義貫、伊勢貞国(当時、政所執事)などの人物であった(例えば、『満濟准后日記』応永三二年二月二十九日、永享二年二月二十九日、永享六年二月二十七日条など)。加えて、永正六年成立の「長祿二年以来申次記」(『群書類従』武家部)では、巻数の請取が申次衆の職務として記されている(申次衆については木下聡「室町幕府申次衆の基礎的研究」(『日本史研究』七一五、二〇二二年)参照)。あわせて検討する必要があるだろう。

(付記) 本研究はJSPS 科研費 JP20J00525 (特別研究員奨励費)の助成を受けたものです。